令和７年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚日新館小学校

１「学校のいじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、家庭･学校･地域が連携していじめ問題を克服するために、平成２５年　９月２８日に施行された国の「いじめ防止対策推進法」を受けた「福岡県いじめ防止対策基本方針」をもとに「飯塚日新館小学校いじめ防止対策基本方針」を定め、未然防止･早期発見・早期対応が組織的かつ計画的に実施されるようにする。

２「学校のいじめ防止基本方針」の内容

（１）本校のいじめの問題に対する考え方

（１）　いじめ防止対策に関する基本的考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめをせず、いじめを看過することがないよう、いじめ防止対策実施上、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにしなければならない。

さらに、いじめは、全ての学級で起こる可能性があるという危機感を、常に教職員が持っておく必要がある。

（２）　いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、対象となる個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的･形式的な部分を排除し、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

○　いじめの具体

・仲間はずし及び集団による無視
・遊びと称して、叩かれたり、蹴られたりする事象
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする事象
・金品をたかられる事象
・私物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする事象
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする事象
・パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷されたりする事象

※　「金品の強要」など犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、懲

戒を含めた教育的配慮や被害者への配慮の下、早期に警察に相談・通報の上、児童サポートセンター等と連携した対応を取ることが要求される。

（2） 校内いじめ問題委員会

ア　構成員及び役割

組織の名称		校内いじめ問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役割
		校長		いじめの判断・方針決定
		教頭		外部組織との対応 保護者への対応
				相談・通報の窓口
		教諭	特別支援教育	相談・通報の窓口
		教諭または講師	生徒指導	年間指導計画作成 情報収集・記録
		養護教諭	保健指導	相談・通報の窓口
	外部専門家	スクールカウンセラー	各担任	相談・相談の窓口
		学校医	保健主事	連絡相談の窓口 ―
		少年育成指導官	少年サポートセンター	―

イ　役割

- いじめに関する情報の収集及び共有
- いじめ事実の確認
- 当該児童への指導、当該保護者への対応
- 関係児童所属学級への指導体制の強化、支援
- 外部組織への協力要請、及び警察（児童サポートセンター）への通報
- いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

（3）関係機関との連携

- 警察（少年サポートセンター）への相談・通報
- 日新会（PTA）役員会
- 学校警察連絡協議会

（4）報告体制

- いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員が学校長（教頭）に報告し、速やかにいじめられた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。
- いじめられた児童及び関係児童の安全を確保する。
- いじめ問題対策委員会での確認を下に職員会議を開催し、学校全体で情報の共有化を図り、必要

な組織体制をとり、指導にあたる。
・当該保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いを通して、事態の収拾に努める。

（５）職員研修

・学校基本方針の共通理解を図る研修会の実施
・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施
・専門家を招聘した研修会の実施

（６） いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組

ア　いじめの防止の取組

・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり･集団づくりに努める。
・いじめは人権侵害であるということを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
・学校生活全体を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
・自己有用感や自己肯定感を育成する積極的生徒指導に努める。
・家庭･地域との連携を図る。

イ　いじめの早期発見の取組

いじめ防止対策推進法第十六条により、いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。
・「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組の実施
・いじめに特化した無記名アンケートの実施
・教育相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく対象児童への個人面談）
・相談ポストの設置及び活用
・「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施

ウ　いじめ重大事態への対処及び取組

（１）いじめ防止対策推進法における「重大事態」とは

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、「学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うもの」と規定されている。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、「心身又は財産に重大な被害が生じた」疑いがあると認められるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①　「心身又は財産に重大な被害が生じた」とは、次のようなケースがそれに当たると判断する。

・児童が自殺により一命を落とした場合および自殺を図った場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・精神性の疾患を発症した場合
・金品を要求されるなど、身体以外に重大な被害を被った場合

② 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）重大事態発生時の対応

直ちに、福岡県教育委員会へ事態発生について報告する。その後、福岡県教育委員会の「いじめ防止対策基本方針」に従い、調査及び対応を行う。

（７） ネット上のいじめの対応

- 情報モラル教育の実施
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施
- ホームページの定期的な更新
- 本校評価に関するホームページの定期的な閲覧

（８） 教育相談体制

- 本校スクールカウンセラーとの連携
- 福岡県教育庁筑豊教育事務所スクールカウンセラーとの連携
- 子どもホットライン２４などの相談窓口の周知

（９） 保護者・地域等への働きかけ

- 日新会（ＰＴＡ）の各種会議や保護者懇談会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校、学年及び学級通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を密にする。
- 電話･家庭訪問･通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ防止教育に関する指導に対しての理解・協力を図る。
- いじめ防止対策基本方針をホームページまたは学校からの通信で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を推進する。

（10）取組状況の評価

- 各学期の取組を評価・分析

（11）学校評価・教員評価

- アンケート等による学校評価

○　年間活動計画

月	早期発見・早期対応の取組 （◇月１回）（◆学期１回）（●常設）	学校の組織的指導体制の整備 （＊月一回）	いじめに対応する教育活動の推進　（●年間）	評価・分析の取組
４月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の児童生徒への周知 ※年間を通し、週一回の「気になる子」の交流を実施する	＊いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	●いじめを生まない教育活動の推進 ・学級懇談会	
５月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談	＊いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
６月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（月間）」	＊いじめ問題対策委員会	・学級懇談会	
７月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談 ◆一学期の総括	＊いじめ問題対策委員会	・学級懇談会 ・家庭訪問	・１学期の取組を評価・分析
８月		・特別支援教育の視点にたつ児童理解の研修会	・スキー教室おける集団指導	
９月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談	＊いじめ問題対策委員会		
１０月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談	＊いじめ問題対策委員会	・学級懇談会 ・キャンプ、修学旅行における集団指導 ・６年生三者面談	
１１月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（月間）」	＊いじめ問題対策委員会	・見学旅行における集団指導	
１２月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談 ◆二学期の総括	＊いじめ問題対策委員会	・個人懇談会	・２学期の取組を評価・分析
１月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談	＊いじめ問題対策委員会	・学級懇談会	
２月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（月間）」	＊いじめ問題対策委員会	・学級懇談会	

3月	※週一回の「気になる子」の交流を実施する ※必要に応じ個人面談 ◆三学期の総括及び年間総括	＊いじめ問題対策委員会	・学級懇談会	・年間の取組を評価・分析

○　対応の手順

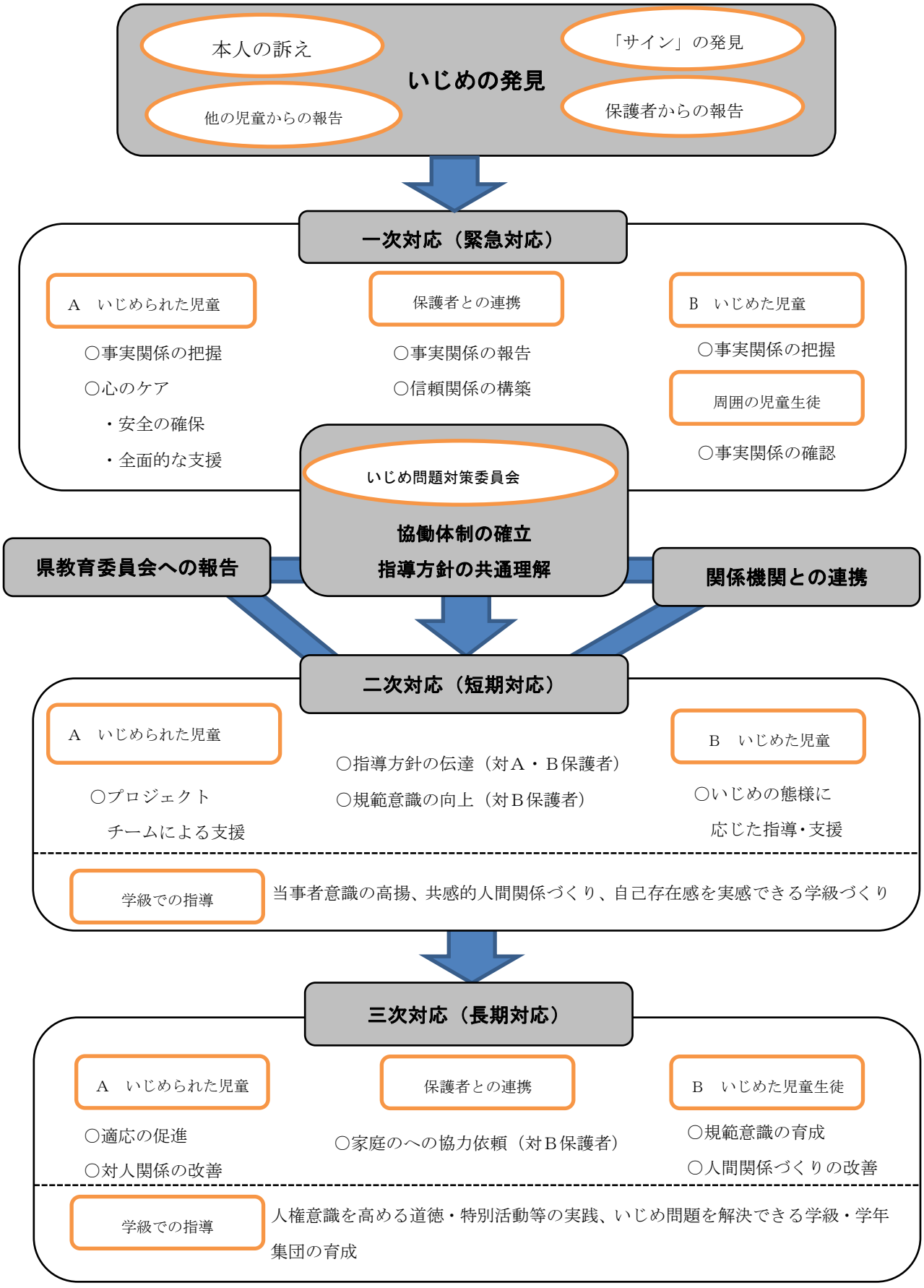

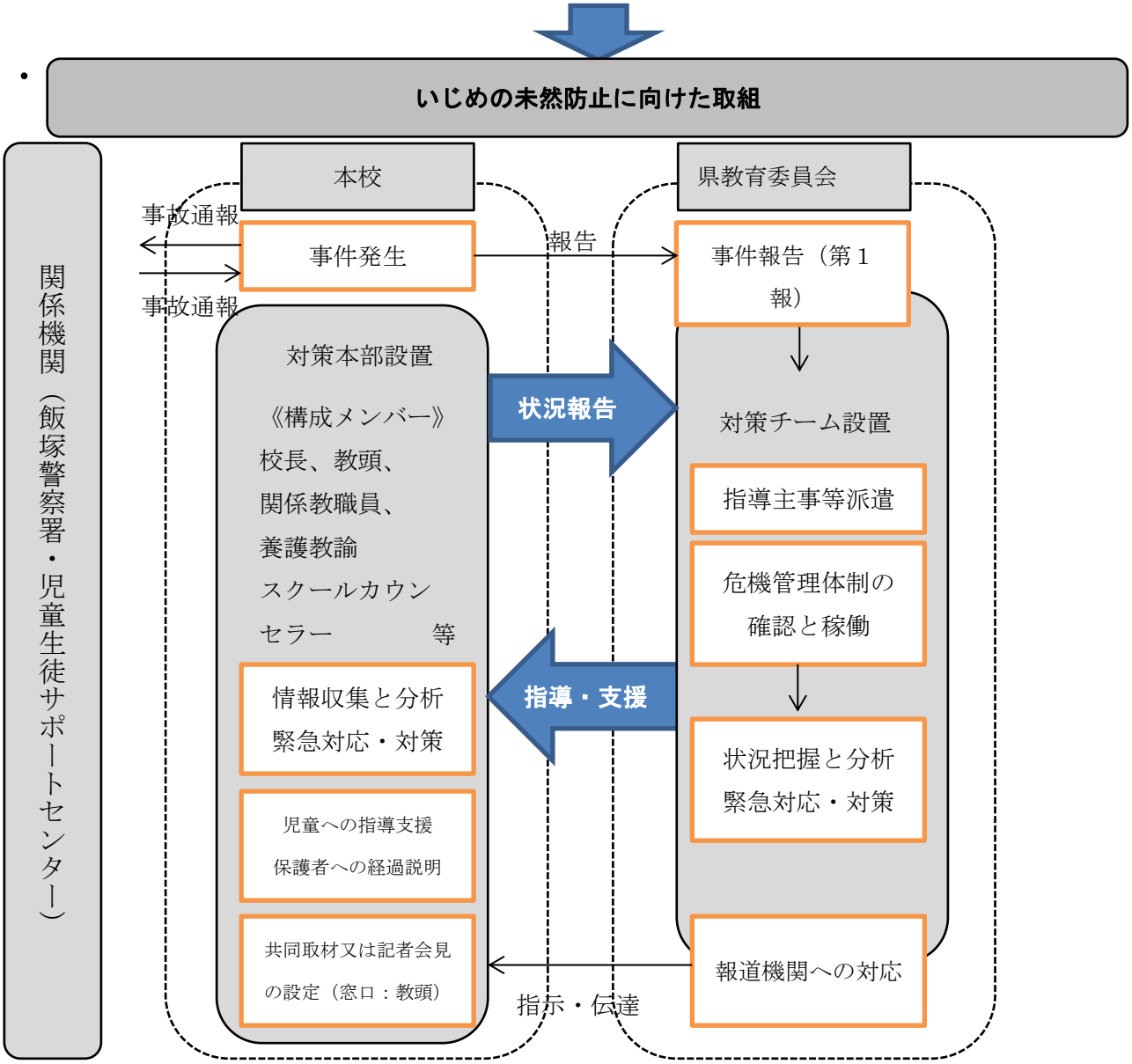

重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに福岡県私学振興課に電話等で速報する。詳細については、紙面で報告する。